

令和 2 年 5 月 28 日

関係各位

一般社団法人大日本水産会
全国漁業協同組合連合会

「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」改正版の周知について

漁業関係者の皆様におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で水産庁長官から発出された「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（令和 2 年 3 月 13 日付け元水管第 2280 号）等にもとづき事業を維持し、水産物の安定供給に努めてこられましたことに、厚くお礼申し上げます。

この度、水産庁長官から本年 5 月 8 日の知見に基づいて作成された「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について」（令和 2 年 5 月 11 日付け 2 水管第 286 号）に関する改訂の通知（令和 2 年 5 月 22 日付け 2 水管第 386 号）があり、傘下の会員・組合員への再周知について依頼があったところです。

一般社団法人大日本水産会及び全国漁業協同組合連合会としましては、コロナウイルス禍においても、漁業関係者が事業を維持し、業界の使命である水産物の安定供給を行うため、今後とも水産庁が作成した基本的ガイドラインに則って感染予防と事業継続を図ることとしますので、会員・組合員の皆様におかれましても、当該ガイドラインに則り現場の状況も踏まえながらご対応下さいますよう、引続きのご理解とご協力をお願いいたします。

○ガイドライン改正のポイント

- 自宅待機等を行う場合について、これまでの「発熱などの症状がある場合」に加え、「新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合」と「過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合」を追記。
(※「1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底」等)
- 感染予防策として、「人との間隔はできるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める」旨を記述。また、「マスクの着用、咳エチケットの徹底」を明記。
(※「1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底」)
- 「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を追記。
(※「1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底」)